

インドネシア 税制 「所得税」 詳細

内容

1. 所得税法の改正	
(1) 法人税率：	2
(2) 個人所得税率：	2
(3) サービスの対価などに課せられる源泉徴収税（PPh23）率	2
(4) 配当にかかる最終分離課税率	3
(5) 年間非課税所得額	4
(6) 輸入等にかかる所得税の前払い税（PPh22）	4
(7) 経費参入の認可	4
(8) 所得税法の補足（2010年12月30日付政令第94号）	5
(9) 移転価格税制関連	6
2. 個人所得税の源泉徴収	
(1) 正社員（PPh21）	8
(2) 従業員以外の個人（PPh21）	8
(3) 外国人納税者（非居住者、PPh26）	8
3. 減価償却のための固定資産分類	8
4. 退職金・年金の所得税	9
5. 負債と資本の比率	9

1. 所得税法の改正

2008年9月23日付第36号政令により所得税法の第3次改正を実施。同法の改正を含めた主な内容は以下のとおり。

(1) 法人税率：25%

株式の40%以上を公開し、株主300人以上で各株主の出資比率5%以下の状態が暦年183日以上続いた上場企業の場合は20%（政令2013年第77号（2015年8月3日付政令2015年第56号で変更））

年間売上高500億ルピアまでの小企業は、48億ルピアまでの課税所得に対して税率は通常法人税率25%の半分の12.5%

2018年6月8日付政令2018年第23号、2018年8月27日付財務大臣規定2018年第99号

（No. 99/PMK. 03/2018）により、年間売上高48億ルピア以下の企業は、ファイナルタックスで毎月の売上高に対して0.5%を課税。ただし、減税期間は、個人事業者で7年間、有限会社や協同組合は4年間、株式会社は3年間に限られる。税務署に通知することで、一般税率の適用を選択することも可能。

政府は法人税率を25%から20%への引き下げを検討中と伝えられている。

(2) 個人所得税率：

年間所得5,000万ルピア以下：5%

年間所得5,000万ルピア超2億5,000万ルピア以下：15%

年間所得2億5,000万ルピア超5億ルピア以下：25%

年間所得5億ルピア超：30%

※納税者番号（NPWP）を有しない者の給与にかかる源泉徴収税（PPh21）率には20%の課徴金が課される。

(3) サービスの対価などに課せられる源泉徴収税（PPh23）率

請求額の2%。ただし、NPWPを有しない者に対する支払いの場合は当該税率の100%分を加算（税率は4%）。

課税対象は2015年7月24日付財務大臣規定2015年第141号（No. 141/PMK. 03/2015）にて、次に拡大された。：

法律サービス、建築サービス、都市計画

販促製作サービス：映像・宣伝・ポスター・フォト・スライド・決まり文句・

バナー・パンフ・ビルボード・フォルダー

ウェブサイト製作運用サービス

インターネット及び接続サービス
データ・情報・プログラムの保存・処理・配布サービス
自動車及び陸・海・空輸送機の補修サービス
プールメンテサービス
フレイトフォワーディング
ロジスティック
包装サービス
荷積み降ろしサービス
学術研究の枠組みの中で実験・テストサービス；研究や教育機関によって実施されるものを除く
駐車場管理サービス
土壌検査サービス
土地整地管理
種子・植え付けサービス
栽培サービス
収穫サービス
農業・プランテーション・漁業・畜産・林業取り入れサービス
装飾サービス
印刷・発行サービス
翻訳サービス
トランスポート輸送サービス 第 15 条除く
ポートサービス
パイプラインによる輸送サービス
子供保育サービス
訓練及び講習サービス
ATM 運営サービス
証明書サービス
調査サービス
テスター・サービス
上記以外のサービスで国家及び地方政府負担のもの

詳細は財務省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Keuangan Jar ingan Dokumentasi dan Informasi Hukum、
<http://www.jdih.kemenkeu.go.id/Ind/?strArghome=nothome&strArg=ind01>）で確認できる

(4) 配当にかかる最終分離課税率

2012 年 6 月 11 日付租税総局長回状 2012 年第 30 号 (No. SE-30/PJ/2012) :

- －国内居住の個人に対する源泉税は10%の最終分離課税
- －国内法人に対する源泉税は15%
- －外国（法）人に対する源泉税は20%であるが、租税条約が結ばれている場合は租税条約の税率に従う。なお、日本とは1982年に日本インドネシア租税条約が発効している。同条約に基づく税率は、出資比率25%以上の場合10%、出資比率25%未満の場合15%となる。

(5) 年間非課税所得額

2016年6月22日付財務大臣規定2016年第101号（No. 101/PMK. 010/2016）

納税者本人：5,400万ルピア、扶養家族：450万ルピア/人、配偶者1人と子供3人まで
所得を夫の所得に合算する妻：5,400万ルピア

ただし、政府はこれを、納税者本人：3,600万ルピア、扶養家族：300万ルピア/人、配偶者1人と子供3人まで、所得を夫の所得に合算する妻：3,600万ルピアに引き下げる方向で検討中と伝えられている。

また、2016年6月22日付財務大臣規定2016年第102号（No. 102/PMK. 010/2016）では、1日当たりの所得が450,000ルピア以下の日給者、週給者、非正規従業員からは源泉徴収不要としている。月給が4,500,000を超える日給者、週給者、非正規従業員からは源泉徴収を行う。

(6) 輸入等にかかる所得税の前払い税（PPh22）

輸入業者認定番号（API）を保有している場合：2.5%、保有していない場合：7.5%

ただし、2017年3月31日付財務大臣規定2017年第34号（No. 34/PMK. 010/2017、2018年9月6日付財務大臣規定2018年第110号（No. 110/PMK. 010/2018）で変更）にて、API保有者であっても、672品目については10%、1,077品目は同7.5%に、税率が引き上げられている。対象は財務省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Keuangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、

<http://www.jdih.kemenkeu.go.id/Ind/?strArghome=nothome&strArg=ind01>）で確認できる。

（貿易為替制度－関税制度「関税以外の諸税」詳細の前払い法人税（PPh22）の項参照）

また、PPh22は輸入以外でも、石炭や鉱物資源の輸出に対して1.5%、石油・ガス・潤滑油、セメント、紙、鋼材、二輪含む自動車、金の延べ棒などの販売等に0.1%から1.5%の課税がある。詳細は財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Keuangan Direktorat Jenderal Pajak Peraturan、<http://ketentuan.pajak.go.id/>）で確認できる。

(7) 経費算入の認可

国家災害復興援助、調査・開発費、社会的インフラ建設、教育・スポーツ資金は経費算入が

認められる。

また、従業員への現物支給や便宜供与は経費算入が認められていないが、中でも特に全従業員へ支給された飲食代金、財務大臣が定めた特定地域における業務上に関連した現物支給や便宜供与は例外として、雇用者の経費として計上でき、従業員の所得にならない（2018 年 12 月 19 日付財務大臣規定 2018 年第 167 号（No. 167/PMK. 010/2018））。条件の詳細は、財務省のサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum (JDIH) Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/#/>）で確認できる。

(8) 所得税法の補足（2010 年 12 月 30 日付政令 2010 年第 94 号、2019 年 6 月 25 日付政令 2019 年第 45 号で変更）

- ① 株式発行差金 AGIO、固定資産再評価益の資本組み入れは課税の対象外
- ② 集合投資契約単位保有者による再投資の利益を含む利益は、課税の対象外
- ③ 贈与の利益は、両当事者間に事業、雇用、役務等の関係がない場合に限る
- ④ 為替差損益は、インドネシアの会計原則に合致し、準拠した会計システムに基づき、所得或いは損失として認識される。
- ⑤ 付加価値税法第 9 条(8)の「貸記出来ない仕入れ税」は、総所得から控除できるが、固定資産は減価償却を通じて費用化する。
- ⑥ 一年以上の栽培業の開拓費用で、一回の収穫の為のものは、その期間に資本化し、収穫物が販売された時点の原価を構成する。
- ⑦ 株式会社の株主からの無利息融資は以下の場合に許容される
 - a. 融資は株主自身の資金であり、他の者からのものではないこと
 - b. 融資に応じた株主により本来払い込まれるべき資本が既に払い込まれていること
 - c. 融資に応じた株主が欠損状態ではないこと
 - d. 融資を受けた株式会社が事業で財務上の問題を抱えていること
- ⑧ 国内個人納税者で所得税法第 21 条(2)の源泉徴収の義務のない法人に雇用されている者は自己で納付、申告する義務がある。
- ⑨ 源泉徴収の時点は、例えば所得税法第 23 条の源泉徴収であれば、a. 所得を支払った、b. 支払いの準備ができた、c. 支払いの納付期限、の月末に行われる。
- ⑩ 所得税法第 21 条(5a)、第 22 条(3)及び第 23 条(1a)に基づき源泉徴収された所得税は、納税者番号を取得後、当該年度の所得税から控除できる。
- ⑪ 以下の理由により税負担が発生しない場合、第三者による源泉徴収の免除を申請できる：
 - a. 当期税務欠損
 - b. 過去の多額の欠損繰越し
 - c. 既に多額の前払い税あり
 - d. 納税者がその課税所得の全てがファイナルタックスの対象である場合

- ⑫以下の場合、区分けして会計を行う義務がある。
- a. ファイナルタックスの所得の事業とそれ以外の事業
 - b. 課税事業と非課税事業
 - c. 所得税法第 31A 条の便宜（国家レベルの優先事業）を得た事業とそれ以外の事業
- ⑬パイオニア産業に新規投資を行う納税者で、所得税法第 31A 条の便宜を得ない場合、2007 年法律第 25 号投資法第 18 条の所得税免除或いは軽減の便宜が与えられる。（「外資に関する奨励」の記載参照）
- ⑭労働集約型産業への新規または拡張投資、労働実習、見習いおよび/あるいは特定の資格に基づく人的資源の開発や訓練のための研修を行う国内事業体、研究・開発活動を行う国内事業体に所得税の軽減措置が与えられる。（「外資に関する奨励」の記載参照）

(9) 移転価格税制関連

①事前確認制度（Advance Pricing Agreement＝APA）

所得税法第 18 条(3)に、特別な関係を有する当事者にとって必要事項の合意及び真正価格・利益を決定するために、租税総局と納税者及び・或いは外国当局との間で事前に確認をとる制度についての定めがある。事前確認は、初期協議（Pre-lodgement Meeting）で方法を含め計画を相互に話し合い、その後、納税者からの正式な申請を受け、詳細協議の後、決定・評価される。

事前確認制度の手続きは、2015 年 1 月 12 日付財務大臣規定 2015 年第 7 号（No. 7/PMK. 03/2015）にて以下の通り定められた：

- a. 国内及び国外納税者は、インドネシアで 3 年以上操業した後に APA の申請が出来る。
- b. APA の効力の期間は最長 3 年、ただし相手国の租税担当機関を含めた APA の場合は最長 4 年。
- c. APA の手続き段階
 - (a) 租税総局への協議申請
 - (b) 初期段階の協議
 - (c) 分析及び評価
 - (d) 申請書の提出案内
 - (e) 相手国と協定する場合は相互協議（MAP）の手続き
 - (f) 総局の決定書
- d. 申請には APA を必要とする理由ほか過去 3 年の取引、提案する価格決定方式等資料を添付する。
- e. 初期協議の申請は、APA が適用される年度の始まる 6 ヶ月前までに提出されなければならない。
 - (a) 租税総局から納税者への申請書の提出案内は、適用年度開始 1 ヶ月前までに行われなければならない。

- (b) APA 申請後、租税総局はチームを編成する。チームは分析と評価を行ない、総局長への APA の推薦書を作成する。

②相互協議 (Mutual Agreement Procedure=MAP)

特別な関係を有する者との移転価格の更生により課税されることとなったインドネシア国内納税者の申請により、租税条約を適用する際に問題となる対立点を解決する為に、租税条約に規定された当局間の協議手続きである相互協議を行うことができる。

相互協議の実施方法は、2014 年 12 月 22 日付財務大臣規定 2014 年第 240 号 (No. 240/PMK. 03/2014) にて以下のように定められた：

- a. 国と国との協議において、インドネシア側は租税総局の第 II 法令局が担当。
- b. 基本の手続きは租税条約に基づく。
- c. インドネシアで所得課税を受けた納税者も申請出来る。
- d. 申し立ては租税条約規定により、当該措置の課税通知日から 3 年以内に行わなければならない。
- e. 上記申し立てと同時に異議申し立てや税務裁判への提訴も出来る。

③移転価格文書

納税者には移転価格文書の作成義務がある。詳細は 2016 年 12 月 30 日付財務大臣規定 2016 年第 213 号 (No. 213/PMK. 03/2016) で次のように定められた：

- a. 以下の納税者は移転価格文書のうちマスターファイルおよびローカルファイルを作成する義務がある：
 - (a) 前課税年度のグロス売上が 500 億ルピア超、もしくは
 - (b) 関係会社との取引が有形資産で 200 億ルピア超、金利・固定資産取引・その他役務の取引がそれぞれで 50 億ルピア超
 - (c) 取り引き相手の関係会社がインドネシア所得税法の税率より低い国に所在する納税者
- b. 国内の納税者が一つの資本グループの本社であり、連結売上高が 11 兆ルピア超である場合、a に国別報告書の作成義務が加わる。
- c. 国内納税者があるグループのメンバーであり、本社が国外納税者となる場合で、情報交換の協約がないなどの場合、国ごとの報告書をそろえる義務がある。
- d. マスターファイルおよびローカルファイルはサマリーを作成し、当期申告書に添付しなければならない。

2 個人所得税の源泉徴収

インドネシア財務省租税総局は、2009 年 5 月 25 日付租税総局長規定 2009 年第 31 号 (PER-31/PJ/2009、2009 年 10 月 12 日付租税総局長規定 2009 年第 52 号 (No. PER-57/PJ/2009)

で変更)にて、個人所得税の源泉徴収制度を見直した。2009 年 1 月 1 日に遡って有効。

＜主な計算方法は＞

(1) 正社員 (税目は PPh21)

- a. 給料、諸手当の金額を合計。労働者社会保障制度やその他の保険の掛け金を会社が負担している場合はこれに加算。
- b. a の合計金額から職業経費 (Biaya Jabatan) と従業員が負担している年金掛け金を控除。
- c. b の金額から非課税額 (PTKP) を差し引いた金額 (課税所得) に所得税法第 21 条に則った税率 (PPh21) を掛けて年間所得税額を算出。
- d. 毎月の納付額は、当該月までの b の金額を年間所得に換算した上で c のプロセスを行い、算出された金額を 12 で割って当該月の所得税額を算定する。

(2) 従業員以外の個人 (税目は PPh21)

弁護士、会計士、建築家、医師、コンサルタント、公証人、鑑定士、保険経理士といった専門家、その他の個人 (調査員、技術者、保険外交員等) の所得税額は、グロス金額の 50% に所得税率第 17 条の税率を掛けて算定する。

(3) 外国人納税者 (非居住者) (税目は PPh26)

グロス所得に所得税法第 26 条の税率 20%、租税条約が結ばれている場合はその税率をかけて税額を計算する。

その他の者に対する所得税の計算方法も示されている。また、納税者番号 (NPWP) の非保有者には加算税率が課される。詳細は財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ

(Kementerian Keuangan Direktorat Jenderal Pajak Peraturan, <http://ketentuan.pajak.go.id/>) で確認できる。

なお、PPh21/26 の源泉徴収者は、毎回計算表を作成し、所得の受領者に対しては年度終了後 1 カ月以内に、年度途中で退職する者には退職後 1 カ月以内に、従業員以外の者に対してはその都度、租税総局が定める源泉徴収票を渡すこととされている。

3. 減価償却のための固定資産分類

インドネシア財務省は、2009 年 5 月 15 日付財務大臣規定 2009 年第 96 号 (No. 96/PMK. 03/2009) にて、減価償却のための固定資産分類を改訂した。2009 年 1 月 1 日に遡って有効。

これは、減価償却のための固定資産の分類についての基本規定である財務大臣決定 2002 年第 138 号 (No. 138/KMK/03/2002) に代わるもの。所得税法第 11 条に定められた、耐用年

数 4 年の分類 I、同 8 年の分類 II、同 16 年の分類 III、同 20 年の分類 IV のそれぞれに分類される固定資産の種類がリストアップされている。詳細は財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Keuangan Direktorat Jenderal Pajak Peraturan, <http://ketentuan.pajak.go.id/>）で確認できる。

4. 退職金・年金の所得税

インドネシア政府は、2009 年 11 月 16 日付政令 2009 年第 68 号にて、退職金や年金の所得税課税制度を見直した。決定日以降の支給より有効。一括払いされる退職金から源泉徴収される所得税（税目は PPh21）は、5 千万ルピアまでは 0%、5 千万ルピア超 1 億ルピアまでは 5%、1 億ルピア超 5 億ルピアまでは 15%、5 億ルピア超は 25%。

一方、ジャムソステックの老齢補償が支払われた場合の所得税率は、5 千万ルピアまでは 0%、5 千万ルピア超は 5%。

5. 負債と資本の比率

2015 年 9 月 9 日付財務大臣規定 2015 年第 169 号（No. 169/PMK. 010/2015）にて、負債と資本の比率は最高 4 : 1 と定められた。2016 年から有効。負債の額は当年度の欠字の残高の平均で、有利子の長期負債や短期商業負債を含む。資本の額は月次の平均で、標準会計におけるエクイティ及び特別関係を有する当事者からの無利子の借り入れを含む。

この比率を超える場合、借り入れの費用で総所得から控除できる金額はこの比率で計算した金額とされている。資本がゼロ以下の場合、金利の控除は出来ない。また、納税者が個人の負債を国外に保有している場合、租税総局に報告しなければならず、報告がない場合、金利は控除できない。

ただし、次は以上の規定の対象外：

- 銀行
- ノンバンク金融機関
- 保険会社、再保険含む
- 石油鉱山関係の契約による探鉱事業でその比率を取り決めているもの
- 総所得がファイナル課税の納税者
- インフラ事業者

以 上